

イタリア
実用新案及び意匠法

1996年3月19日法律第198号により改正された1940年8月25日勅令第1411号
1996年4月15日施行

目次

第I部 総則

第1条

第II部 実用新案特許

第2条

第3条

第4条

第III部 意匠特許

第5条

第6条

第7条

第8条

第IV部 実用新案特許及び工業意匠特許に係わる共通規定

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第V部 経過規定

第14条—第17条 [削除]

第 I 部 総則

第 1 条

産業上の発明に関して公布された 1939 年 6 月 29 日付勅令第 1127 号(以下「特許法」と訳出する。)は、産業上の発明のみならず、実用新案及び意匠についても適用される。ただし、同勅令は、以下の条文の規定を充足することを条件として、また同勅令がその対象とする範囲に限り、その効力を有する。

第 II 部 実用新案特許

第 2 条

実用新案特許は、機械及びその部品、器具、道具又は一般に使用されるものの応用又は使用に特有な効能又は便宜を与えることのできる新規なひな形に対して付与される。かかるひな形は、その本質として特別の構造、配置、形状、又は構成要素の組合を具有するものでなければならない。

ある機械全体に対して付与された特許によって、その機械の部品が同時に保護されることはない。

実用新案特許は、当該ひな形と同等の有用性を有する他のひな形に対しても、その考案の着想が等しいとみなせる場合は、その効力が及ぶものとする。

第 3 条

新規な実用新案について特許を受ける権利は、当該実用新案の考案者及びその承継人に帰属する。

ただし、かかる実用新案が被用者によって考案された場合は、別段の合意がない限り、特許法第 23 条、第 24 条及び第 25 条の規定に準拠する。

第 4 条

発明特許の出願人は、その出願が受理されない場合、又はその一部しか受理されない場合に備えて、特許法の規定に基づき、同時に実用新案特許についても出願をすることができる。発明特許に代えて実用新案特許として出願を受理する場合、又はその逆の場合は、イタリア特許商標庁は当該出願人に対し、指定期間内に出願変更をするように催告しなければならない。この場合、最初の出願日をもって当該出願の出願日とする。

実用新案特許についての出願が発明に係る場合、又はその逆の場合は、特許法第 29 条の規定に準拠する。

第 III 部 意匠特許

第 5 条

意匠特許は、その形状、又は線、色彩若しくはその他の要素の特別な組合せにより、工業的産品に対して特有の装飾的効果を与えることのできる新規な意匠に対して付与される。

かかる意匠に対しては、著作権に関する規定及び特許法第 27 条の 3 の規定は適用されない。

第 6 条

意匠特許についての出願において、1974 年 5 月 22 日付法律第 348 号によって批准された改正済 1968 年 10 月 8 日付ロカルノ協定において制定された「意匠に関する国際分類」において同一分類に属する物品に組み込まれるものであれば、最大百件までの意匠は、1 出願に含めることが認められる。

前段及び第 8 条の規定が適用される場合を除くほか、2 以上の特許付与を求める 1 の出願、又は 2 以上のひな形を対象とする 1 の特許として出願することは認められない。出願内容を認容できない場合、イタリア特許商標庁は当該出願人に対し、特許法第 29 条の規定に従い、当該出願の内容を許容される範囲に限定するよう催告しなければならない。

本条項に規定する、2 以上の意匠を対象とする特許について、その所有権者が請求をなすときは、特許法第 59 条の 4 の規定に従い、その範囲を限定することができる。

第 7 条

新規な意匠について特許を受ける権利は、当該意匠の創作者及びその承継人に帰属する。

被用者がその本来業務の範囲内で創作した意匠特許は、別段の同意がない限り、その使用者に帰属する。この場合、当該被用者の有する、意匠創作者として認知を受ける権利及び特許登録原簿及び特許証にその名称を掲記させる権利を侵害してはならない。

第 8 条

物品の形状又は意匠が、当該物品に対して特有の装飾的効果を与えるとともに、第 2 条に規定する、有用性を増大させるような効果をも与える場合は、意匠特許及び実用新案特許を同時に申請することができる。ただし、同一の特許により意匠及び実用新案としての保護を同時に受けることはできない。

物品の形状又は意匠がその物品に特有の装飾的効果を与えるとともにもその有用性をも増大させるような場合、当該物品についての出願は、特許法第 29 条の規定に準拠する。

第 IV 部 実用新案特許及び意匠特許に係る共通規定

第 9 条

実用新案特許権の存続期間は、願書を提出した日から 10 年、意匠特許権の存続期間は、願書を提出した日から 15 年をもって終了する。

第 10 条

イタリア特許商標庁は、実用新案特許の出願を、特許法第 4 条の規定に従い、その明細書、及びすべての図面若しくは見本とともに公衆の閲覧に供しなければならない。

イタリア特許商標庁は、意匠特許の出願を受理した後、引き続いてその出願を当該図面若しくは見本及びそのすべての明細書とともに公衆の閲覧に供さなければならない。ただし、当該出願人が、出願日又は優先日から 12 月を超えない期間において公開されないように指定した請求事項についてはこの限りではない。

イタリア特許商標庁は、上述各段落に述べる場合においては、特許法第 38 条第 2 段落に規定する公開を実施してはならない。

第 11 条

実用新案特許及び意匠特許を受けようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 出願手数料

(2) 権利付与料

本勅令に規定する各手数料の額は表 A に掲げる。

1923 年 12 月 30 日付法律第 3268 号(統合形式)において明記されたものを除く、印紙税の納付を要する証書又は書類は、表 B に掲げる。

第 12 条

権利付与料は、一括して納付するか、又は 5 年ごとに分割して納付することができる。

織物の意匠に係る権利付与料は、1 年ごとに分割して納付することができる。

発明特許の維持料について定めた、特許法第 46 条以下の規定及びそれに関連する規定は、上に述べる分割による権利付与料の納付に準用する。

第 13 条

特許発明に係るライセンスの強制的設定に関して適用される特許法第 54 条から第 54 条の 6 まで、及び 1968 年 2 月 26 日付大統領令第 849 号第 3 条及び第 4 条の規定は、実用新案特許に準用する。

発明特許の維持料が納付されない場合に適用される特許法第 55 条以下の諸規定及び関連する諸規定は、権利付与料の分割納付の不履行に準用する。

第 V 部 經過規定

第 14 条—第 17 条 [削除]